

## 事務局案に基づいた場合の審査基準案のイメージ（不特許事由）

## 第〇章 不特許事由（特許法第32条）

## 1 概要

公序良俗等を害するといえるか否かは、国家社会の一般的利益や道徳観・倫理観に関わるものである。こうした価値観は時代と共に変遷し、また人により異なり得る。他方、本条違反に対しては、拒絶査定という不利益処分が課されてしまうことになる。こうした点を考慮し、不特許事由に該当する旨の判断が抑制的になされることについて記述する。

また、TRIPS 協定 27 条(2)ただし書について記述する。

## 2 不特許事由に該当するか否かの判断

(1) 審査官は、請求項に係る発明が公序良俗等を害するものであることが明らかでない限り、不特許事由に該当するものと判断しないことを記述する。

審査官は、公序良俗等を害するような態様で使用される可能性があることを理由として、当該発明が不特許事由に該当すると判断してはならない旨を記述する。

a 不特許事由に該当する例として以下のようなものを示す。

例 1：遺伝子操作により得られたヒト自体が特許出願に係る発明である場合

例 2：専ら人を残虐に殺戮することのみに使用する方法の発明である場合

b 不特許事由に該当しない例として以下のようなものを示す。

例 1：紙幣にパンチ孔を設ける装置

（孔の開いた紙幣が将来的に採用されることも想定され得る。）

例 2：副作用のある抗がん剤

例 3：爆薬

(2) 審査官は、単に我が国の法令によって実施が禁止されていることを理由として、特許出願に係る発明が不特許事由に該当するものと判断してはならない旨（TRIPS 協定 27 条(2)ただし書）を記述する。また、具体例を挙げる。

### 3 拒絶理由通知等をする際の留意点

意見書等による反論、釈明により、請求項に係る発明が公序良俗等を害するものであることが明らかであるとの心証を、審査官が得られない状態になった場合、拒絶理由は解消すること等を記述する。